第八十二条第五項	船長	南極地域調査組織の長
第八十二条第六項	指定市町村	南極投票指定市町村
	船長	南極地域調査組織の長
第八十二条第七項	指定船舶の航海の期間中	南極地域調査組織の南極調査期間中
	第一項の	第八十五条第一項の
	船員	南極調査員
	当該指定船舶の名称	法第六十一条第八項の規定による投票をしようとする同項各号に掲げる施設又は船舶の名称
	第十項	第八十五条第四項
	投票人名簿登録証明書	南極投票人証
第八十二条第八項	船員は	南極調査員は
	船長の管理する場所	法第六十一条第八項各号に定める場所
	、投票人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、その氏名、住所及び投票人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨）	及び南極投票人証の交付年月日
	指定市町村	南極投票指定市町村
	第二項	第八十五条第二項
	船員	南極調査員
第八十二条第九項	船長	南極地域調査組織の長
	指定市町村	南極投票指定市町村
第八十二条第十一項	指定市町村	南極投票指定市町村
第八十二条第十三項	船員	南極調査員
第八十二条第十四項	船長	南極地域調査組織の長
	指定船舶が航海を終了して本邦の港に帰った場合又は当該指定船舶の船員で第一項の規定による申出をしたものがすべて	南極地域調査組織がその業務を終了して

	投票人名簿登録証明書、	南極投票人証、
	指定市町村	南極投票指定市町村
	、第一項	、第八十五条第一項
	船員に	南極調査員に
	船員の投票人名簿登録証明書	南極調査員の南極投票人証
第八十二条第十五項	指定市町村	南極投票指定市町村
	船員	南極調査員
	投票人名簿登録証明書	南極投票人証
第八十二条第十六項	指定市町村	南極投票指定市町村
	船員	南極調査員

4　第四十四条及び第七十条第三項から第五項までの規定は、前項において準用する第八十二条第七項から第九項までの規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十四条	市町村の選挙管理委員会	南極地域調査組織の長
	投票所において投票人が投票の記載をする場所	法第六十一条第八項各号に定める場所
	投票用紙	投票送信用紙
第七十条第三項	前二項	第八十五条第三項において準用する第八十二条第七項から第九項まで
第七十条第四項	第一項又は第二項	第八十五条第三項において準用する第八十二条第七項から第九項まで
	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分
	これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面	投票送信用紙の必要事項記載部分
	投票人の氏名	投票人の氏名、住所及び南極投票人証の交付年月日
	提出させなければ	第八十五条第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付け、これを提出させなければ